

東労基発 0312 第 2 号  
令和 2 年 3 月 12 日

一般社団法人東京経営者協会 会長 殿

東京労働局労働基準部長



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく  
健康診断の実施等に係る対応について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施や安全衛生委員会の開催等に係る対応について、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、貴団体におかれましても了知いただくとともに、傘下会員事業者への周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A」にも掲載されておりますことを申し添えます。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条に基づく雇入時の健康診断、第 44 条に基づく定期健康診断、第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働安全衛生法第 66 条第 1 項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

- ① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合
- ② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が 1 年以内ごとに 1 回、定期に行われていない場合

③ 特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に行われていない場合については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のとおりとする。

## 2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。